

目次

第1条	(目的)
第2条	(定義)
第3条	(適用範囲)
第4条	(基本方針)
第5条	(輸出管理最高責任者)
第6条	(輸出管理統括責任者)
第7条	(輸出管理責任者)
第8条	(安全保障輸出管理委員会)
第9条	(事前確認)
第10条	(該非判定)
第11条	(用途確認)
第12条	(需要者等確認)
第13条	(取引審査)
第14条	(許可申請)
第15条	(技術の提供管理)
第16条	(貨物の輸出管理)
第17条	(文書管理又は記録媒体の保存)
第18条	(監査)
第19条	(教育および指導)
第20条	(報告)
第21条	(懲戒)
第22条	(その他)
第23条	(輸出管理事務局)
第24条	(事務主管)
第25条	(改廃)

附則

(目的)

第1条 本規程は、京都橘大学（以下、「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (14) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (15) 特定類型該当者 法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (16) 教職員等 本学の教員（非常勤講師を含む。）又は事務職員であって、教育、研究その他の本学の目的を実現するための活動（以下、「教育研究活動」という。）を自律的に行う者をいう。
- (17) 学生等 本学の学生（科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生を含む。）および客員研究員その他本学において研究を行う者をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、教職員等および学生等が本学における教育研究活動として行うすべての取引に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（輸出管理最高責任者）

第5条 本学に輸出管理最高責任者（以下、「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、輸出管理における重要事項の最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 本学に輸出管理統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置き、副学長1名をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括する。

（輸出管理責任者）

第7条 本学は、統括責任者の下に輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学術事務部長をもって充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 輸出管理に係る規程等の制定および改廃に関する事項

- (2) 輸出管理に係る研修・啓発活動に関する事項
- (3) 輸出管理に係る監査に関する事項
- (4) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 国際センター長
- (3) デジタルメディア学部長
- (4) 工学部長
- (5) 情報学研究科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 管理責任者
- (9) その他委員長が指名する者若干名

4 前項第8号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員長は、管理委員会を招集し、議長となる。

6 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事前確認)

第9条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合は、教職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の確認等を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認の結果、管理責任者により取引審査の手続が不要と判断された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行うものとする。

(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認するものとする。

(需要者等確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、第9条に定める事前確認により、取引審査の手続が必要とされた取引を行おうとするときは、別途定める「審査票」で指定する事項に従って取引審査を行い、統括責任者の承認を得なければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第14条 統括責任者は、前条に基づく承認を行った取引のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引については、経済産業大臣に対して学長名により許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行うときは、第9条から第13条までに定める必要な手続が完了したことおよび手続時から技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引の場合は、前項に加えて、当該許可を取得したことを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができたことをもって、当該技術の提供を行うものとする。手続時から提供しようとする技術に変更または追加が生じたときには、改めて第9条から第13条に定める必要な手続および前2項の確認を行わなければならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行うときは、第9条から第13条までに定める必要な手続が完了したことおよび手続時から貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引の場合は、前項に加えて、当該許可を取得したことを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができたことをもって、当該貨物の輸出を行うものとする。手続時から輸出しようとする貨物またはその仕様に変更または追加が生じたときには、改めて第9条から第13条に定める必要な手続および前2項の確認を行わなければならない。

4 教職員等は、通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告しなければならない。当該報告を受けて、管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じるものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第17条 教職員等は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも10年間は保管しなければならない。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(教育および指導)

第19条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、最新の外為法等の周知を行うとともに、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な輸出管理の実施を図るため、教職員等に対し、必要な教育および指導を行うものとする。

2 教職員等は、教育研究活動等において自己の監督・指導下にある学生等に対し、輸出管理の実施に必要な事項について、必要な教育および指導を行うものとする。

(報告)

第20条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知ったときは、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、直ちに最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(懲戒)

第21条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、京都橘学園就業規則に基づき、懲戒を行う場合の手続に付すものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、輸出管理の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(輸出管理事務局)

第23条 本学に輸出管理事務局（以下「管理事務局」という。）を置き、学術振興課をもって充てる。

2 管理事務局は統括責任者の指示にもとづき、本学の輸出管理に関する業務を行う。

(事務主管)

第24条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2025年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。